

介護老人保健施設フィオーレ湘南真田 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人湘風会が開設する介護老人保健施設フィオーレ湘南真田（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 フィオーレ湘南真田
- (2) 開設年月日 平成23年8月1日
- (3) 所在地 神奈川県平塚市真田3丁目1番1号
- (4) 電話番号 0463-75-8802 FAX番号 0463-75-8816
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 通所リハビリテーション
(1452080059号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

令和元年5月1日現在

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人(管理者と兼務) |
| (3) 介護職員 | 8人(常勤4人、非常勤4人) |
| (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | |
| ・理学療法士 | 1人(常勤兼務1人、) |
| ・作業療法士 | 3人(常勤兼務1人、非常勤2人) |
| ・言語聴覚士 | 1人(常勤兼務1人、) |
| (5) 栄養士 | 1人(常勤兼務1人) |

※看護師については併設の介護老人保健施設の日勤者が対応することとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施と指導を行う。
- (5) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は毎週月曜日から土曜日迄、及び祝日とする。但し日曜日、12/29～1/3は除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 但し、サービス提供時間は午前10時から午後4時10分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員は介護予防通所リハビリテーションを合わせて50名とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅と施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者の負担額は以下とおりにする。

- (1) 利用者は、保険給付の自己負担額を厚生労働大臣が定める基準により支払うものとする。
- (2) 食費、教養娯楽費、おむつ代、その他の利用料については料金表のとおりとし、当該費用については、あらかじめ利用者に十分に説明を行い、その同意を得て支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

- 平塚市（真田・金目・岡崎・真土・豊田・寺田縄・広川・めぐみが丘・吉沢・御殿
長持・中原・入野・根坂間・千須矢・纏・城所・小鍋島・飯島・片岡・徳延
日向岡・入部・公所・ふじみ野）
秦野市（鶴巻・北矢名・南矢名・上大槻・下大槻）
伊勢原市（伊勢原・東大竹・上平間・下平間・板戸・大住台・坪ノ内・桜台・岡崎
串橋・笠窪・鈴川・神戸・白根・沼目）

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている。
- ・ 飲酒・喫煙は認めない。
- ・ 施設内へは火気（マッチ、ライター他）を持ち込まないこと。
- ・ 施設内の設備・備品の利用に関しては職員に申し出ること。
- ・ 危険防止のため屋上、機械室、浴室への無断立入りは禁止する。また無断で施設外へ出ないこと。

- ・ 身の回りの所持品及び金銭などの持ち込みに関しては、必要最小限とし、自己管理を原則とする。
- ・ 当施設では利用者個人の信仰の自由は尊重するが、他の利用者への勧誘、布教、ビラ配り等は禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ その他、他の利用者への迷惑となる行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、資格保有者の中から管理者が任命する。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 18 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 当施設職員の資質向上のために、採用時研修は 1 ヶ月以内に行い、継続研修においては 2 回/年実施し、質の向上を図る。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める当施設の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の提出を求め、同様の内容を確認させる。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団湘風会の理事会において定めるものとする。

付 則

- ・この運営規程について、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。
- ・この運営規程について、平成 24 年 4 月 15 日より施行する。
- ・料金表の変更について、平成 25 年 8 月 1 日より施行する。
- ・料金表の変更について、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- ・この運営規程について、平成 26 年 5 月 1 日より施行する。
- ・この運営規程について、令和元年年 5 月 1 日より施行する。
- ・この運営規程について、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- ・料金表の変更について、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。